

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 4月 15 日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 小牧市大字大草字年上坂5827-1

氏 名 愛知タイヤ工業株式会社

代表取締役 武田 直樹

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0568-79-3233

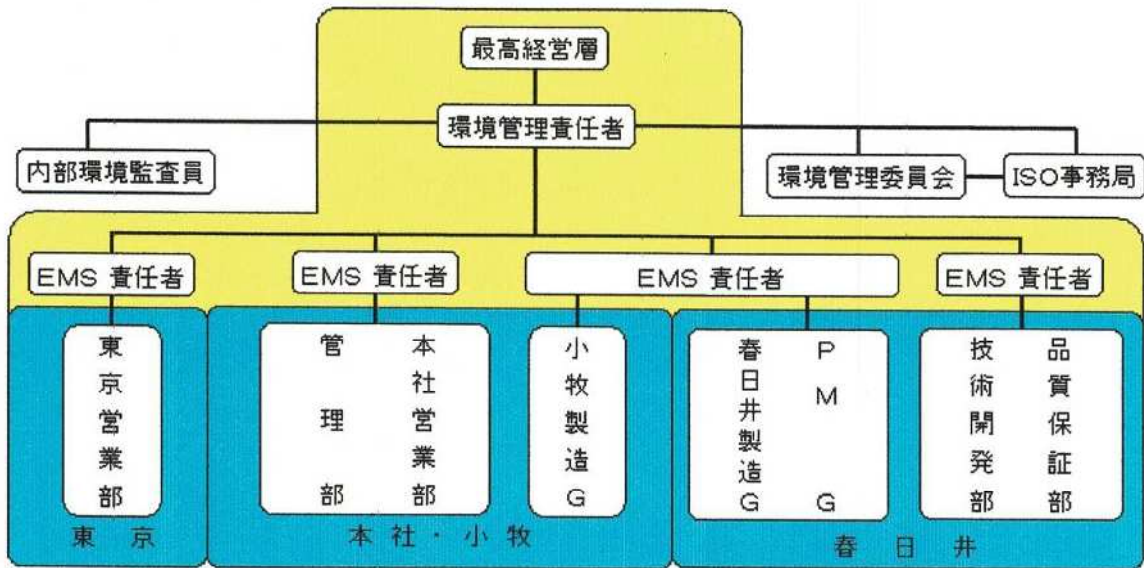
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	愛知タイヤ工業株式会社 本社・小牧工場
事業場の所在地	小牧市大字大草字年上坂5827-1
計画期間	令和 7年 4月 1日～令和 8年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	19 ゴム製品製造業
②事業の規模	1,887百万円/年
③従業員数	28人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	用済みタイヤ(廃プラスチック類)→再生処理業者に委託し燃料資源化 製造工程の廃棄物(廃プラスチック類)→再生処理業者に委託し燃料資源化 用済みホイール→再生処理業者に売却処理 木くず→再生処理業者に委託しチップとして燃料資源化 廃油→再生処理業者に委託し燃料資源化

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	廃プラ（用済みタイヤ）	廃プラ（製造工程）	汚泥	廃油	木くず	金属くず
	排出量	2655t	143t	2t	3t	36t	175t
	（これまでに実施した取組） 当社は圧倒的に用済みタイヤが多く販売量により変動する。 外部業者へ委託する場合は最終処分を極力押さえ、中間処理により再生利用業者を選定し処理委託を実施している。 製造は歩留りの改善、製品不良の低減に取組み廃棄物を削減している。						
② 計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	廃プラ（用済みタイヤ）	廃プラ（製造工程）	汚泥	廃油	木くず	金属くず
	排出量	2655 t	140 t	2 t	3 t	35t	160t
	（今後実施する予定の取組） 用済みタイヤについては売上高に変動するため、削減は難しい点があるが、製造は現在の取組みを継続実施する。						

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） - 用済みタイヤはゴムと金属の混合であるが、金属部分のホイールは再利用の為ゴムと金属を分離している。 - 事業所内に分別BOXを設置して廃棄物を回収している。
② 計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） - 用済みタイヤのタイヤとホイールの分離と、製造から出る廃棄物の分別を継続実施する。 - 製造から出る屑ゴムを分別し有資源化を継続実施する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ※実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ※実施する予定はない		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ※実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ※実施する予定はない		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ※実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ※実施する予定はない		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状

【前年度（ 令和 6 年度）実績】						
産業廃棄物の種類	廃プラ（用済 みタイヤ）	廃プラ（製 造工程）	汚泥	廃油	木くず	金属くず
全 処 理 委 託 量	2655t	143t	2t	3t	36t	175t
優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	11t	143t	2t	3t	0t	175t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	2644t	143t	2t	3t	36t	175t
認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0t	0t	0t	0t	0t	0t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0t	0t	0t	0t	0t	0t
（これまでに実施した取組） 22年度よりゼロエミッションを推進し産業廃棄物のほぼ全量を再生利 用業者を選定し処理委託を実施している。						

(第5面)

②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	廃プラ（用済みタイヤ）	廃プラ（製造工程）	汚泥	廃油	木くず	金属くず
	全処理委託量	2655 t	140 t	2 t	3 t	35 t	160 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	130 t	140 t	2 t	3 t	0 t	160 t
	再生利用業者への 処理委託量	2400 t	140 t	2 t	3 t	30 t	160 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 産業廃棄物の全量を再生利用業者へ処理委託を継続実施し最終処分量の低減をはかる。						
※事務処理欄							

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。